

総括調査票

調査事案名	(36) 間接調達適正化			調査対象 予算額	令和2年度：153,725百万円の内数（契約ベース） ほか （参考 令和3年度：115,136百万円の内数（契約ベース））		
府省名	防衛省	会計	一般会計	項	航空機整備費	調査主体	本省
組織	防衛本省			目	航空機購入費	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 防衛装備品の調達の適正化を目指す「調達改革」については、これまで防衛省と元請けの受注企業（以下、「プライム企業」という。）との間における完成品等の調達（いわゆる「直接調達」）を中心に論じられてきた。しかし、こうしたプライム企業による完成品等の製造・納入に際し、コストの管理・抑制を適正に行うためには、プライム企業が下請企業から行う部品等の調達（いわゆる「間接調達」）の適正化も重要となる。
- このような間接調達の場合、防衛省と下請企業との間に直接契約関係が存在するわけではないため、防衛省によるチェック機能が働かず、プライム企業任せの管理となり、実効的なコスト管理がなされていない可能性がある。そのため、「調達改革」を実現する観点から、間接調達に対する防衛省の関与をより深め、間接調達の対象となる部品等の価格上昇時における早期原因特定及び対応を可能とする体制の構築が必要ではないかと考えられる。
- 上記の問題意識に基づき、間接調達の具体例として、三菱重工業及び川崎重工業において製造を行っている、空自C-2、海自P-1、陸海空自UH-60JA/J、海自SH-60Kに係る間接調達部品について調査を実施し、その調達手法や管理のあり方、防衛省の取り組むべき内容について検討を行う。
※調査対象部品は、国産部品は1点100万円以上、輸入部品は1点1万\$以上のものを抽出している。

調査対象装備品



空自C-2



陸自UH-60JA



海自P-1



海自UH-60J



海自SH-60K



空自UH-60J

間接調達のイメージ



直接調達

- 防衛省とプライム企業間での契約が存在
- 調達品のコスト管理に防衛省の関与が可能

間接調達

- 防衛省と直接の契約は存在しない
- 調達品のコスト管理はプライム企業が主体であり、防衛省の関与が十分ではない

総 括 調 査 票

調査事案名 (36) 間接調達適正化

②調査の視点

1. 間接調達部品の価格可視化・比較検証について

間接調達部品について、輸入・国産を問わず価格の上昇しているものについて経年比較を行い、その実態について確認する。

2. 間接調達部品の低価格調達に向けた取組について

価格が上昇している間接調達部品について、プライム企業において低価格による調達を促すため、どのような仕組みが導入されているか確認する。

3. 防衛省における間接調達の管理のあり方について

防衛省において、間接調達の適正化に向けた管理や検証が適切に行われているか確認する。

【調査対象年度】

令和元年度～令和2年度

【調査対象先数】

防衛省 : 1先
民間企業 : 2先

③調査結果及びその分析

1. 間接調達部品の価格可視化・比較検証について

○ 陸海空自衛隊で運用している主要な航空機（固定翼、回転翼）4機種を対象に、間接調達を行っている部品のうち、輸入・国産の別で調査開始年度※と直近契約年度を比較したところ、4機種いずれも調査開始年度に比して大幅に価格上昇している部品が多く存在しており【表1】、機種ごとの部品の平均価格上昇率は49.8%～144.2%となっていた。

※ 調査開始年度については、C-2及びP-1は量産取得開始年度、SH-60K及びUH-60JA/Jは直近で連続的に調達を行っている年度を設定して調査を実施した。

○ 経年の価格変動については、特に、調達年度の間隔が開いた場合に部品の調達価格の上昇幅が大きくなっているものが多い。【表2】

○ また、防衛装備としての特殊性が認め難い機体内ドアハンドルについて、専用品としての調達を重視した結果、価格が約10倍となっていたことが確認されるなど、専用部品調達を継続したことの弊害が顕在化している。【表3】

○ なお、間接調達の対象となる個別部品の価格等については、原則として、営業秘密として公開しないこととされている。一方で、これらの原資が公金であることは直接調達と変わりなく、開示により透明性を確保することが適当な場合もあると考えられる。

2. 間接調達部品の低価格調達に向けた取組について

○ プライム企業が部品等を調達するに際しては、競争を促すため汎用品については複数社からの見積り取得や、主要構成品の共通化、競争入札等を活用し、価格の抑制に努めているとのことであった。しかし、防衛装備専用の部品等については製造企業が限られるため、競争原理が働かず、価格交渉に限界があるとのことであった。

○ また、装備品（最終製品）そのものの調達数量が少ない上に、更に減少する場合や調達時期が不定期となる場合があることから、コスト抑制に向けた十分な価格交渉を行うことが困難との回答もあった。

○ 加えて、下請企業における価格高騰や事業撤退等が発生した場合における、プライム企業としての代替調達先の検討については、汎用品であれば十分確保は可能であるが、防衛装備専用部品については旧調達先と同等の品質・価格・納期を満たすことが困難との回答があった。

【表1】間接調達部品の価格上昇の例

		調査開始年度		直近契約年度		価格 上昇率
		年度	金額	年度	金額	
C-2	油圧系統部品（輸入）	H23	数百万円	R元	数千円	314%
	バッテリー関係部品（国産）		数千円		数千円	167%
P-1	油圧系統部品（輸入）	H20	数百万円	R2	数千円	336%
	与圧調整部品（国産）		数千円		数千円	271%
UH-60JA/J	スタビレーター部品（輸入）	H26	数十万円	R2	数百万円	918%
	警告灯部品（国産）		数十万円		数百万円	259%
SH-60K	機体内ドアハンドル（輸入）	H26	十数万円	R2	百数十万円	850%
	エンジン部品（国産）		数千円		数億円	332%

【表2】調達間隔が開いた場合の価格上昇の例

		継続取得最終年度		再取得開始年度		価格 上昇率
		年度	金額	年度	金額	
UH-60JA/J	スタビレーター部品（輸入）	H28	数十万円	R2	数百万円	749.6%
	警告灯部品（国産）		数十万円		数百万円	261.9%
SH-60K	機体内ドアハンドル（輸入）	H28	十数万円	R2	百数十万円	693.5%
	エンジン部品（国産）		数千円		数億円	276.3%

【表3】防衛専用品重視による価格上昇の例

UH-60JA/J	調査開始年度		直近契約年度		価格上昇
	年度	金額	年度	金額	
機体内ドアハンドル（輸入）	H26	十数万円	R2	百数十万円	約10倍



○ 航空機のキャビンドアのラッチ機構を操作するため、機体内側に設置するハンドル。

総括調査票

調査事案名 (36) 間接調達適正化

③調査結果及びその分析

3. 防衛省における間接調達の管理のあり方について

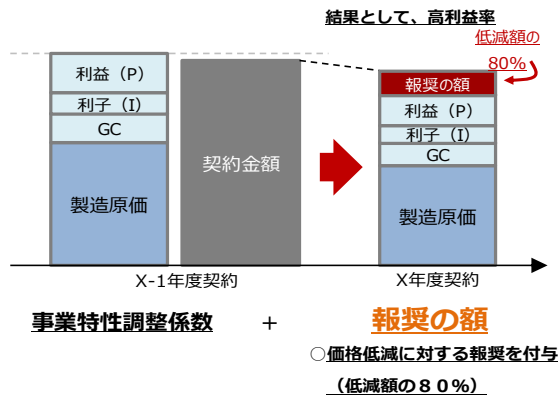
- 防衛省においては、間接調達も含めた装備品（最終製品）の予定価格の妥当性を担保するに当たり、装備品（最終製品）の製造原価に対し金額割合が低い原材料や部品については発注実績や市場価格、金額割合が高い構成品についてはプライム企業と下請企業間の商議記録等をそれぞれ調査した上で、価格情報を蓄積し、一部担当者間で共有しているとのことであった。
- また、装備品（最終製品）の調達において、間接調達分に対するプライム企業の効率化努力も含めて価格全体の低減の動機付けのため、令和2年度から、企業努力による価格低減額の80%を報奨として付与する仕組みを導入しており、令和2年度においては中央調達で6件、地方調達で7件の報奨額を計上するなど、装備調達の効率化に努めているとのことであった。【図1】
- しかし、ユニット部品の中身は確認していないなど、間接調達の実態把握が不十分である上、防衛装備庁が発足した平成27年当時から検討されていた、コスト管理のためのコストデータベースは未だ開発途上であり、調達情報の組織的な共有までには至っていないことから、十分な管理・検証体制が防衛省全体として整っているとは言い難い状況である。
- 加えて、防衛省においては、プライム企業側から要望の出ている、調達数量や調達時期の適正化などに取り組むとともに、部品レベルにおいても防衛専用品で著しい価格高騰が生じている現状を踏まえ、何らかの対策を講じる必要がある。

【図1】インセンティブの仕組み（インセンティブ・フィー制度）

【概要】
前回契約価格と最新の要求に基づく計算価格を比較して、要因を問わず、企業努力による価格低減額の一律80%を加算する制度（施行開始時期：令和2年4月）

【適用対象】
原価計算方式で予定価格を算定する案件（ただし、前回契約価格等で基準価格を設定できるもの）

【効果】
企業のコスト低減意欲を引き出すことによる装備品価格の低減



④今後の改善点・検討の方向性

1. 間接調達部品の価格可視化・比較検証について

- 間接調達の実態について、防衛省における組織的な把握も十分になされているとは言えないことから、間接調達の対象となる個別部品の価格を把握した上で、その妥当性、価格上昇理由等の検証を行うべきである。
- また、営業秘密とされている、間接調達の対象となる個別部品の価格等については、すべて非公開とするのではなく、可能な限り透明性を確保できるよう、下請企業からの事前の同意取付を含め、具体的な情報公開のあり方について早急に検討し、年度内に対応方針を公表すべきである。

2. 間接調達部品の低価格調達に向けた取組について

- プライム企業における価格抑制策として、競争性の追求や部品の共通化などが行われている。これらの取組を後押しするため、防衛省として、より主体性を持ってプライム企業に対して関与・指導を行い、好事例については横展開を行う・各社間の協力を促すなど、間接調達の適正化を通じた、装備品（最終製品）の価格抑制に向けた体制構築を行うべきである。
- なお、間接調達部品の価格が高いことの原因として、装備品（最終製品）の調達数量がそもそも少ないことも挙げられていることから、装備品（最終製品）の国産（ライセンス国産含む）が、装備品（最終製品）の調達手段として妥当なのかどうか、個別装備品ごとに改めて検証を行う必要がある。

3. 防衛省における間接調達の管理のあり方について

- 防衛省全体として、プライム企業任せにせず間接調達の実態を正確に把握するためにも、実効的なコストデータベースを早期に構築し、価格上昇実態や原因の把握・分析を徹底すべきである。
- また、プライム企業側における調達数量や調達時期の予測可能性を高めるため、より計画的・効率的な調達を行うべきである。
- 加えて、装備品（最終製品）に求める基準の妥当性を部品レベルで検証し、過度の独自性を追求せず、必要な見直しを行うことで、専用部品の使用を真に必要な範囲に限定し、汎用品や民生品の使用割合を増加させることで、装備品（最終製品）の調達価格抑制に向けた実効的な対策を講じるべきである。